

□■住居表示について■□

Q 住居表示（令和7年10月14日）の前に各種住所変更手続きをすることは可能ですか？

A 住居表示の前に住所変更手続きはできません。住居表示以降にお願いします。ただし、住居表示のお知らせ用はがきについては、住居表示より前（令和7年9月1日～）に投函できます。

Q 新しい住所の番号の並びが気になる（例：●●四丁目9番2号等）ため、付番された住所の変更はできますか？

A 住居表示区域では、法令等により規定された基準に従い、規則的な付番をしているため、希望する番号を選択することはできません。

Q 新住所の表し方について、「丁目・番・号」を省略して記入することは可能ですか？

A 簡易的な手続きや郵便物の宛先等については、「丁目・番・号」を省略してハイフンでつないでも差し支えありません。（例：河内一丁目32番14号→河内1-32-14）

Q 住居表示を証明する書類が欲しいのですが、どうすれば良いですか？

A 配付した「住居番号設定通知書」をご利用ください。この通知書は再発行できませんので、不足する場合は令和7年10月14日以降、市役所本館1階市民課（109窓口）及び各市民窓口センターにて無料で取得できる「住居表示変更証明書」をご利用ください。

Q インターネット上の地図等について、いつ住居表示後の住所に変わりますか？

A 掲載元において定期的に地図の更新を行っていると同っていますので、更新されるまで今しばらくお待ちください。

Q 建物が建っていない土地にも住居表示の住所は付きますか？

A 建物がない土地には、住所は付番されません。

Q 住居番号が順番になっていなかったり、飛んでいたりするところがあるのはなぜですか？

A 住居表示では、建物の出入口によって住居番号を決定しています。そのため、建物の出入口の方向によっては、隣り合っている番号が飛ぶことがあります。また、今後新しい建物が建つことを想定して、番号を残していることもあります。

Q 住民票等では、「一丁目」等が「1丁目」と表記されていますが、なぜですか？

A 正式な新町名の表示は「丁目」までとなり、漢字で表示します。しかし、住民票等の一部では、「一丁目」等を「1丁目」とアラビア数字（算用数字）0123456789で表記しています。これは、横書きで住所を書く際は、アラビア数字（算用数字）を使用することが慣習となっており、横書きの場合はアラビア数字（算用数字）により記載しても差し支えないこととされているためです。

Q 方書を省略して記入することは可能ですか？

A 簡易的な手続きや郵便物の宛先等について、方書が建物の名称のみの場合は、省略して記入していただいても差し支えありません。

Q 住居表示の目的は何ですか？

A 土地の地番を住所として使用している場合、同じ地番に多くの家が建っていたり、土地の売買などによって分筆・合筆が行われ、枝番や欠番が生じ、住所が分かりにくくなります。住居表示により、町を適切な大きさに分割し、住所を振り直し、住所を規則正しく整えることにより、緊急車両などの到着時間の短縮や、宅配物や郵便物の遅配・誤配の減少など、市民生活の利便性向上に繋がります。

Q 町名はどのように決めたのですか？

A 徳延、纏、河内の自治会の方で構成する「旭地区第2次住居表示実施検討会」を設立し、町名や町割りについて検討していただきました。検討結果は、議会の議決等の法令手続きを経て、現在の町名として決定しています。

Q 今後、建替えをした場合、その都度、新築の届出を行わなければなりませんか？

A 建物を取り壊して、建て替えた場合には、住居番号付番申請の手続きが必要になりますので、ご協力をお願いします。

Q 自治会名や自治会の範囲は変わりますか？

A 自治会の名前や範囲は変わりません。

Q 住居表示により学区の変更はありますか？

A 原則、自動的に学区の変更はありませんが、一部学区が変更となることもあります。

Q 知人の新しい住所を調べるにはどうしたらよいですか？

A ホームページに掲載している住居表示新旧・旧新対象表でご確認ください。住居表示区域内にお住まいの方は、お配りしました新旧対照案内図でもご確認できます。

□■郵便・宅配について■□

Q 住所の表記が変わるので、転送届は必要ですか？

A 住居表示による住所の表示変更での転送届は不要です。

Q 旧住所で宛先が書かれた郵便物はいつまで配達されますか？

A 住居表示後も、最低1年間は配達されます。それ以降は、住居表示時の資料により、可能な範囲で配達されます。

Q 住居表示のお知らせ用はがき（無料）はいつまで使用できますか？

A 令和8年8月31日までです。

Q 住居表示のお知らせ用はがき（無料）が足りなくなった場合、どうすればいいですか？

A 在庫がある限りはお渡しすることができます。平塚市役所都市整備課(0463-21-8783)にお問い合わせください。

Q 手続きが必要な機関に住居表示のお知らせ用はがきを送付すれば、住所変更がされますか？

A 変更されません。はがきは、親戚や知人へ通知するためのものであるため、各社の様式にしたがって手続きをしてください。

Q 「住居表示のお知らせ」用はがきを同封の茶封筒に入れず、そのまま投函してもよいですか？

A 茶封筒に入れていただくか、輪ゴム等でまとめてポストに投函してください。なお、数枚程度であれば、そのまま投函しても差し支えありません。

Q 「住居表示のお知らせ」用はがきは、切手を貼らずに投函しても大丈夫ですか？

A 令和8年8月31日までは無料となりますので、切手の貼付は不要です。

Q 民間の宅配業者に対しては、住居表示の通知等はしていますか？

A 本市から、主要な宅配業者に対して、住居表示新旧対照案内図を送付しています。旧住所宛の宅配物の読み替えは、業者によって異なるため、ネットショッピング等の登録住所はお早めに変更いただくか、注文時等に変更されているかご確認ください。

□■証明書について■□

Q 住居番号設定通知書に有効期限はありますか？

A 有効期限はありません。ただし、手続き先により、発行日より●日以内の証明書が必要という場合は、改めて市民窓口センター等で「住居表示変更証明書」（発行手数料無料）の交付を受けてください。

Q 住居番号設定通知書の再発行はできますか？

A **再発行できません。**市民窓口センター等で「住居表示変更証明書」（発行手数料無料）の交付を受けてください。

Q 法人でも「住居表示変更証明書」は取得できますか。

A 取得できます。

Q 住居番号設定通知書はコピーして使用できますか？

A コピーによる手続きの可否は提出先によりますので、先方にご確認ください。配付枚数で不足する場合は、市民窓口センター等で「住居表示変更証明書」（発行手数料無料）の交付を受けてください。

□■登記について■□

Q 土地登記簿・建物登記簿の表題部は「手続きが不要なもの」となっているのに、所有者の住所は「手続きが必要なもの」となっているが、どうして届出が必要なのですか？

A 所在や面積などが書かれている「表題部」については、法務局にて新しい所在に職権で変更します。しかし、所有者の名前や住所が書かれている「権利部」は、職権で変更が出来ないため、住居表示による住所変更の手続きが必要です。

Q 土地と建物の登記手続きは、すぐに行う必要がありますか？

A 不動産登記法の改正により、令和8年4月1日から住所変更登記が義務化されます。義務化後は令和10年3月31日までに手続きが必要となります。詳しくは、横浜地方法務局西湘二宮支局（0463-70-1102）へご確認ください。

Q 登記をするのに費用はかかりますか？

A 住居表示による住所の変更登記は、住居番号設定通知書や住居表示変更証明書を提出することで登録免許税は免除（無料）になります。なお、会社等所有の不動産名義人の住所変更登記の際に本店変更登記を済ませたことを証するものとして履歴事項全部証明書を用いられる場合は、取得費用が発生します。また、変更登記の手続きを司法書士等に依頼する場合は、手数料等の費用が発生します。

Q 不動産を複数所有している場合でも、登記申請書は1枚で手続き出来ますか？

A 同じ法務局の管轄であれば可能です。1枚で書き切れない場合は、継続用紙に記入して添付してください。

Q 土地・家屋の登記について、地番は以前と変わらないのでしょうか？

A 「徳延字〇〇」となっていた部分が「徳延〇丁目」などに変わります。住居表示による地番（数字）の変更はありませんが、字界変更等により、まれに同一町内に地番が重複する場合は、地番も変更されます。

Q 土地と建物の名義が異なる場合の手続きはどうすればよいですか？

A 住居表示区域内に居住している名義人は、土地と建物それぞれの住所変更手続きが必要です。

Q 権利書の住所変更は必要ですか？

A 手続きは不要です。ただし、売買等の際には住居番号設定通知書や住居表示変更証明書を添付してください。

Q 不動産を共有している場合、共有名義人全員の手続きが必要ですか？

A 住居表示区域内に居住している名義人のみ手続きが必要です。手続きは一度に行うことも出来ますし、それぞれが別々に行うことも出来ます。

Q 住居表示区域外に土地を所有している場合はどうすればよいですか？

A 所有される土地を管轄する法務局へ住所変更登記を行なってください。

Q 建物が建っていない土地（私道等）の所在の表記はどうなりますか？

A 所在は、新しい町名＋従来の地番で表します。

Q 登記申請書の書き方について、どこに相談すればよいでしょうか？

A 法務局で、完全予約制による電話及び対面での手続き案内を行っています。平塚市の不動産の管轄については、横浜地方法務局西湘二宮支局（0463-70-1102）へご連絡ください。

Q 不動産登記の変更手続きを代理人がする場合、委任状は必要ですか。

A 代理人による手続きの場合は、委任状が必要です。委任状は、所定の用紙以外でも申請することができます。なお、完成した書類の提出のみであれば、どなたでも提出することができます。

Q 登記申請書の不動産番号は、登記済証に記載されていますか。

A 登記識別情報通知書や、登記事項証明書、登記事項要約書に記載されています。

（登記済証、いわゆる権利書には記載されていません。）

なお、証明書や要約書は法務局で取得できますが、発行には手数料がかかります。不動産番号が分からなくても登記申請はできますので、権利書等から、地積や地目等をご確認の上、登記申請書に記入してください。

□■運転免許証、車検証について■□

Q 運転免許証の住所変更や、本籍変更は更新の際に併せて行うことは可能ですか？

A 更新の際に行っていただくことができます。

Q 平日に警察署に行けない場合はどうすればいいですか？

A 代理人による手続きが可能です。その場合、窓口にお越しになる方の本人確認書類が必要になりますので、ご用意ください。

Q 運転免許証の変更手続きで添付する書類は返却されますか？

A 手続き終了後に返却されます。本籍変更のお知らせ1通のみで、記載されている方の手続きが可能です。

Q 運転免許証の住所変更は、当日中に終わりますか？

A 当日に完了します。

Q 家族の運転免許証の住所変更手続きをまとめて行う場合、必要なものは何ですか？

A ご家族全員分の住居番号設定通知書または住居表示変更証明書と免許証が必要です。また、本籍が変更になる方は、本籍変更のお知らせも必要です。

Q 車庫証明の住所変更の手続きは必要ですか？

A 車庫証明の変更は、住居表示では不要です。

Q 自賠責保険の住所変更の手続きは必要ですか？

A 手続きが必要ですが、車検のときで問題ありません。詳しくは保険を契約した代理店等にご確認ください。

Q 自動車等の住所変更は車検時でも問題ありませんか？

A 車検時で問題ありません。

Q 自動車のナンバーが県外の場合、手続きは必要ですか？

A 所有者の住所が住居表示区域内であれば、手続きが必要です。登録している管轄の事務所にお問い合わせください。

Q 車検を行う際に、ディーラーや業者経由で手続きすることは可能ですか？

A 可能（委任状不要）ですが、車検手続きの手数料以外に、別途手数料が発生する可能性があります。

Q 自動車の自賠責保険や任意保険については、車検の手続きをすれば、それらの保険についても自動で切り替わりますか？

A 保険を契約した代理店等で手続きが必要です。車検証の更新後、手続きをお願いします。

□■マイナンバーカードについて■□

Q 現在マイナンバーカードを持っていませんが、住居表示の前に交付申請はできますか？

A 申請は可能ですが、カードは申請時点での住所で作成されますので、住居表示以降に再度、住所変更の手続きが必要になります。

Q 既にマイナンバーカードを交付申請済みですが、住居表示後に受け取れますか？

A 受け取りは可能ですが、カードは申請時の住所が記載されているため、住居表示以降に再度、住所変更の手続きが必要になります。

Q マイナンバーの通知カードの手続きは必要ですか？

A 住所の記載はありますが、手続きの必要はありません。マイナンバー確認用の書類として保管してください。

Q 住所変更をしていないマイナ保険証は利用できますか？

A 利用可能です。なお、加入元の健康保険組合等への届出が必要な場合があります。詳しくは、加入元の健康保険組合等にお問い合わせください。

Q マイナンバーカードの住所変更をすれば、マイナ免許証、マイナ経歴証明書に反映されますか？

A マイナ免許証、マイナ経歴証明書のみお持ちで住所変更ワンストップサービス等の手続きがお済の方は、臨時窓口又は平塚市役所でのマイナンバーカードの住所変更を行っていただければ、マイナ免許証、マイナ経歴証明書の住所変更は不要です。

ただし、事前に所要の手続き（署名用電子証明書の提出やマイナポータル連携等）を行っていない場合、住所、氏名又は本籍を変更するためには運転免許センター又は警察署へ必要書類等を提出して手続きを行う必要があります。

マイナ免許証と運転免許証を両方お持ちの方は、別途警察署にて運転免許証の住所変更等の手続きが必要となります。詳しくは、神奈川県警察ホームページをご確認いただくか、平塚警察署（0463-31-0110）にお問い合わせください。

Q マイナンバーカードの住所変更手続きには、何が必要ですか。

A マイナンバーカードになりますが、手続きの際にあらかじめ設定した4桁の暗証番号が必要です。また、署名用電子証明書を搭載している方は、あらかじめ設定した6桁以上16桁以下の暗証番号が必要です。詳しくは、別途市民課から送付されますご案内をご確認ください。

□■その他■□

Q 手続きを忘れてしまったり、遅れてしまったり、漏れた場合、支障はありますか？

A 個人の場合、支障はありません。住居表示は現在ご使用になられている住所の表記が変わるのであり、引っ越し等によって居所が移るものとは異なるため、支障はありません。必要時にお手続きください。なお、不動産登記名義人の住所変更は、令和 8 年 4 月 1 日から義務化され令和 10 年 3 月 31 日までに手続きが必要です。また、会社・法人等の登記変更は会社法により変更登記期間が決まっています。

Q 銀行等では、自動的に住所変更を行ってもらえるのでしょうか。

A ご契約されている内容や金融機関により対応が異なりますので、お手数ですが、各ご契約先にご確認ください。

Q 銀行（ゆうちょ銀行含む）、証券会社、保険会社等の住所変更手続きには何が必要ですか？

A 住居番号設定通知書や住居表示変更証明書が必要となる場合が多いです。ただし手続き先によっては、証明書が不要なこともあるため、詳細は手続き先にご確認ください。

Q 水道等の公共サービスは、手続きは必要ありませんか？

A 上下水道、NHK、NTT（固定電話）、東京電力、東京ガス、湘南ケーブルネットワークは手続きが不要です。ただし、書き換えにかなりの時間を要する場合がありますので、お急ぎの方やご不明な点等がある方、記載以外の会社等と契約されている方は、契約先にご確認ください。

Q 携帯電話について、住所変更の手続きは必要ですか？

A 手続きが必要です。

Q 住所が住居表示区域内、本籍が区域外にある場合、所管の役所で手続きが必要ですか？

A 各市町村に通知を送付しますので、特に手続きは必要ありません。

Q 町名表示板、住居番号表示板が同封されていませんが、なぜですか？

A 同一住所に複数世帯ある場合、どちらか一方の世帯にのみお届けしています。アパート、マンション等の場合は、一棟に一枚となります。管理人もしくはオーナーの方にお届けしています。

Q 本籍を新住所と同じ表示に変更できますか？

A 街区符号を用いて本籍を表示することができます。その場合、住居表示（令和 7 年 10 月 14 日）以降に市民課で転籍の手続きをしてください。

※転籍をした場合は、住居表示以降に送付される「本籍変更のお知らせ」が運転免許証記載事項変更の手続き等に使用できなくなります。別途、転籍による本籍の変更を証明するために住民票等（有料）を取得する必要があります。

Q 配付物を紛失しました。再度いただくことはできますか？

A 今回配付したものについては、平塚市のホームページでも公開しておりますので、そちらをご参照ください。手引書等について、配付できる部数に限りがあるため、在庫数によってはお渡しできない場合もございますので、ご了承ください。

Q 年末調整の書類に記入する住所はどうすればよいでしょうか？

A 住居表示後の新しい住所を記入してください。

Q ふるさと納税のワンストップ特例制度について、手続きは必要ですか？

A 住居表示以降、ふるさと納税を申請する際には、新しい住所で申請してください。既に申請しているふるさと納税については、自治体によって手続きが必要になることがありますので、納付先の自治体にご確認ください。

Q 共同住宅のオーナーから、居住者に対して何かお知らせをする必要はありますか？

A 共同住宅の居住者に対しては、本市から個別で通知書等の資料一式を配付していますので、オーナー様からお知らせする必要はありません。住居表示以降に入居される方には、新住所をお伝えください。